

入学しない大学に納付する入学料に関するアンケート結果

令和7年12月
高等教育局私学部私学行政課

◎アンケート概要

(1) アンケート目的

入学しない大学に納付する入学料の負担軽減に向けた取組状況を把握するとともに、具体的な取組事例について、大学の参考となるよう周知を図る等、大学の取組に資するために行うもの。

(2) アンケート時点

令和7年11月末

(3) アンケート項目

- ・「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について」(令和7年6月26日付け文部科学省高等教育局私学部長通知)を踏まえた大学の対応状況
- ・負担軽減を進めるにあたっての課題 等

(4) アンケート対象

令和8年度入学者選抜を実施する全ての私立大学(大学院大学を除く)

※私立大学 604校、私立短期大学 232校 計 836校

◎アンケート結果

I. 入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減策の対応状況

①令和8年度入学者選抜で対応することとした	83
②令和9年度入学者選抜から対応する予定(対応内容検討中を含む)	39
③対応する方向で検討中(時期未定)	88
④既に最低限の事務手数料等の金額設定としているため、追加的な負担軽減策は講じていない	32
⑤専願がほとんどであり入学しない学生からの入学料納付の実績がない(仮に該当する学生が生じた場合は個別に対応する予定)	61
⑥対応するか否か対応方針を検討中	357
⑦現時点では対応する予定はない	176
合計	836

2. 令和8年度入学者選抜における具体的な対応状況 I.で①を回答した83大学が回答(複数回答可)

①経済的に困難な学生への特段の配慮を行うこととした	17
②入学料の納付後、入学辞退の意思表示の時期によって、入学料の全部または一部を返還する等の対応を行うこととした(2月下旬までに辞退した場合と3月下旬までに辞退した場合に返還額の差を設けるなど、いくつかの時期に応じて返還額に差を設ける等の場合を含む。)	25

③合格者の決定発表後に、入学料の一部を納付することとし、年度内など一定の時期までに残余の額を納付する等の対応を行うこととした。	7
④入学料の納付期限を後ろ倒しにする等の対応を行うこととした	39
⑤入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減の観点からも、入学料の引き下げを行うこととした	15
⑥その他	2

(1) 負担軽減策の具体例 1.で①を回答した 83 大学が回答

【「①経済的に困難な学生への特段の配慮を行うこととした」の具体例】

- 高等教育の修学支援新制度の予約採用者については、併願可能な入試区分において、3月27日までに入学辞退を申し出た場合には、入学料の全額を返還することとした。
- 高等教育の修学支援新制度の予約採用者については、入学料の納入の猶予を認めることとした。
- 併願可能な入試区分において、入学辞退者が住民税非課税世帯の場合は、入学料の全額を返還することとした。
- 収入要件等をもとに採用者を決定する大学独自の給付型奨学金について、当該奨学金の採用者が入学しなかった場合に納付済みの入学料の全額を返還することとした。
- 大学独自の出願時奨学金（入学料の免除等）の収入要件を緩和し、一般選抜については同奨学金の採用枠を無制限とした。

<「①経済的に困難な学生への特段の配慮を行うこととした」大学が対象とした範囲について該当するもの> 2.で①を回答した 17 大学が回答

大学が定める基準に該当する経済的に困難な者への特段の配慮を行った	3
国による経済的支援の枠組みに準じて経済的に困難な者への特段の配慮を行った	12
その他	2
合計	17

【「②入学料の納付後、入学辞退の意思表示の時期によって、入学料の全部または一部を返還する等の対応を行うこととした（2月下旬までに辞退した場合と3月下旬までに辞退した場合に返還額の差を設けるなど、いくつかの時期に応じて返還額に差を設ける等の場合を含む。）」の具体例】

- 併願可能な入試区分の合格者で、所定の入学手続を完了した後、3月31日までに入学辞退をした場合は、事務手数料 5,000 円と振込手数料を差し引いた入学料を返還することとした。
- 国公立大学合格者に対して、3月31日までに入学辞退を申し出た場合には、入学料の全額を返還することとした。

【「③合格者の決定発表後に、入学料の一部を納付することとし、年度内など一定の時期までに残余の額を納付する等の対応を行うこととした」の具体例】

- 合格発表後、1次手続として入学金の半額、2次手続として残り半分を納入させ 2次手続後に辞退をした場合は入学金の半分は返還することとしている（例えば、一般選抜前期日程については、2月下旬に1次手続、3月中旬に2次手続の締切を設定。）。
- 総合型選抜（併願制）等の合格者に対し、一次手続として入学申込金の一部（5万円）を納入、

2月までに二次手続として入学申込金の残額(18万円)と春学期授業料を納入するという対応を行うこととした。

【「④入学料の納付期限を後ろ倒しにする等の対応を行うこととした」の具体例】

- 一般選抜並びに大学入学共通テスト利用選抜(前期日程)において、国公立大学との併願者に限り、国公立大学前期日程合格発表日以降まで入学料の納付期限を延期することを可能としたこととした。
- 他大学の併願等により、各入試区分で定められた入学手続期限までに入学料を納付することが難しい受験生については、延納願の提出により、各学部の一般選抜の後期日程の最終手続締切日(3月17日)を納付期限とする対応を取ることとしている。

【「⑤入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減の観点からも、入学料の引き下げを行うこととした」の具体例】

- 入学料を引き下げるのこととした(23万円から15万円に引き下げ等)。

【「⑥その他」の具体例】

- 入学料の納入期日について負担のない時期に出願できるよう、出願期日を複数設ける運用を実施。

(2) 負担軽減策の対象等 1.で①を回答した83大学が回答

【負担軽減策について対応した選抜区分】(複数回答可)

①一般選抜	78
②総合型選抜	50
③学校推薦型選抜(附属高等学校等の内部進学者向け)	57
④学校推薦型選抜(③以外)	56
⑤その他	22

【負担軽減策を講ずることとした入学者選抜の入学定員合計は、併願可能な入学者選抜の入学定員のうちどの程度の割合か】

①ほぼ全てが該当する	53
②5割以上が該当する	14
③3割以上が該当する	7
④該当は1割以下	4
⑤その他	5
合計	83

【令和9年度以降の入学者選抜において、負担軽減策を拡充する予定があるか】

①拡充予定	3
②検討中	46
③拡充する予定はない	24
④その他	10
合計	83

【負担軽減策を公表している場合、受験生等からの反応】(自由回答)

○受験生からは「安心して受験計画が立てられます」、保護者からは「助かります」、高校進路指導部からは「併願校として生徒たちに情報提供します。早々に取り組まれることは学校や生徒にとって好印象」との声がある。(同趣旨のもの多数)

3. 令和9年度入学者選抜における具体的な対応状況 1.で②を回答した39大学が回答(複数回答可)

①経済的に困難な学生への特段の配慮を行う予定	2
②入学料の納付後、入学辞退の意思表示の時期によって、入学料の全部または一部を返還する等の対応を行う予定(2月下旬までに辞退した場合と3月下旬までに辞退した場合に返還額の差を設けるなど、いくつかの時期に応じて返還額に差を設ける等の場合を含む。)	2
③合格者の決定発表後に、入学料の一部を納付することとし、年度内など一定の時期までに残余の額を納付する等の対応を行う予定	3
④入学料の納付期限を後ろ倒しにする等の対応を行う予定	4
⑤入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減の観点からも、入学料の引き下げを行う予定	14
⑥対応検討中	17
⑦その他	2

(1) 負担軽減策の対象等 1.で②を回答した39大学が回答

【負担軽減策について対応する予定の選抜区分】(複数回答可)

①一般選抜	19
②総合型選抜	13
③学校推薦型選抜(附属高等学校等の内部進学者向け)	10
④学校推薦型選抜(③以外)	10
⑤対応内容検討中	16
⑥その他	3

【負担軽減策を講ずることとした入学者選抜の入学定員合計は、併願可能な入学者選抜の入学定員のうちどの程度の割合か】

①ほぼ全てが該当する	12
②5割以上が該当する	3
③3割以上が該当する	9
④該当は1割以下	3
⑤未定	12
⑥その他	0
合計	39

4. 負担軽減を進める上での課題 すべての大学が回答

【最も重視している課題】

①受験生への影響（納付期限の後ろ倒し等により入学辞退者の意思表示が遅れることに伴う、追加合格等を待つ者の身分が不安定となる期間の長期化等の影響）	162
②入学辞退に伴う入学者確保や、合格者の数の決定への影響（納付期限の後ろ倒し等により合格者の入学意思の確認が困難になること等に伴う入学辞退者が生じた場合の入学者確保や、合格者のうち実際に入学する意思があると見込まれる受験生の推計と合格者の数の決定への影響）	464
③追加合格等の実施に係る事務負担(④を除く)	3
④入学料の返還等を行う場合の返還事務の負担	33
⑤入学料収入の減に伴う大学経営上の影響	127
⑥その他	14
⑦特がない	33
合計	836

【重視している課題(3つを上限に複数回答可)】

①受験生への影響（納付期限の後ろ倒し等により入学辞退者の意思表示が遅れることに伴う、追加合格等を待つ者の身分が不安定となる期間の長期化等の影響）	368
②入学辞退に伴う入学者確保や、合格者の数の決定への影響（納付期限の後ろ倒し等により合格者の入学意思の確認が困難になること等に伴う入学辞退者が生じた場合の入学者確保や、合格者のうち実際に入学する意思があると見込まれる受験生の推計と合格者の数の決定への影響）	733
③追加合格等の実施に係る事務負担(④を除く)	116
④入学料の返還等を行う場合の返還事務の負担	368
⑤入学料収入の減に伴う大学経営上の影響	499
⑥その他	35
⑦特がない	33

5. 入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減策として、令和7年度入学者選抜までに講じてきた取組の具体例(自由回答)

- 令和7年度入学者選抜より、児童養護施設出身者に対しては、「入学しない(辞退)者・入学する者」にかかわらず入学金はもとより、授業料も含めて無償とする対応を講じている。
- 令和6年度入学生までは 25 万円の入学金であったものを、令和7年度入学生より 5 万円に引き下げて、本人やご家族の負担軽減を図っている。
- 入学料ではないが、入学検定料の負担軽減策として共通テスト利用入試の無償化、一般入試の学部・学科併願受験料の無償化を行っている。